

議題 2 地域包括支援センター及び運営協議会について

○地域包括支援センターについて

1 地域包括支援センターとは（法的根拠）

介護保険法（第 115 条の 46）

（地域包括支援センター）

第 115 条の 46 地域包括支援センターは、第 1 号介護予防支援事業（居宅要支援被保険者に係るものを除く。）及び第 115 条の 45 第 2 項各号に掲げる事業（以下「包括的支援事業」という。）その他厚生労働省令で定める事業を実施し、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設とする

2 名称・担当地区（白井市地域包括支援センター運営事業実施要綱より）

名称	位置	担当地区
白井市地域包括支援センター	白井市復 1123 (保健福祉センター1 階)	白井第一小学校・白井第二小学校、七次台小学校、桜台小学校の区域。
西白井駅前地域包括支援センター	白井市清水口 1-2-1 (西白井複合センター1 階)	白井第三小学校、大山口小学校、清水口小学校の区域。
白井駅前地域包括支援センター	白井市堀込 1-2-2 (白井駅前センター1 階)	南山小学校、池の上小学校の区域。

3 対象者

地域包括支援センター実施事業を利用することができる者は、市内に居住する概ね 6 5 歳以上の者、並びにその家族及び親族とする。

3 職員の配置（白井市地域包括支援センターの職員に係る基準等を定める条例）

第 1 号被保険者 3,000 人以上 6,000 人未満ごとに、主任ケアマネジャー1 名、社会福祉士 1 名、保健師 1 名

4 地域包括支援センターの具体的な業務

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業

① 介護予防・生活支援サービス事業

地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し多様なサービスの充実を図る業務。

② 介護予防ケアマネジメント事業（第 115 条の 45 第 1 項第 1 号）

要支援者及び介護予防・生活支援サービス事業対象者に、自立保持のために身体的・精神的・社会的機能の維持向上を目標として、介護予防・生活支援サービス事業の利用を通じてマネジメントを行う業務。サービス利用計画（ケアプラン）の作成

(2) 包括的支援事業

① 総合相談支援事業（第 115 条の 45 第 2 項第 1 号）

高齢者及びその家族等からの介護・福祉・医療・生活などあらゆる相談に応じ、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービス、関係機関及び制度の利用につなげる等の支援を行う業務

② 権利擁護事業（第 115 条の 45 第 2 項第 2 号）

高齢者の権利を守るため、成年後見制度の活用、老人福祉施設等への措置、高齢者虐待への対応、消費者被害の防止に関する諸制度を活用し、生活の維持を図る業務

③ 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業（第 115 条の 45 第 2 項第 3 号）

地域の介護支援専門員の日常的な業務を支援するため、介護支援専門員からの相談に応じ個別の指導・助言を行うとともに、介護支援専門員同士のネットワークを構築する業務

④ 在宅医療・介護連携推進事業（第 115 条の 45 第 2 項第 4 号）

医療に関する専門的知識を有する者が、介護事業者、居宅における医療を提供する医療機関その他の関係者の連携を推進する業務

⑤ 生活支援体制整備事業（第 115 条の 45 第 2 項第 5 号）

日常生活の支援及び介護予防に係る体制の整備その他のこれらを促進する業務

⑥ 認知症総合支援事業（第 115 条の 45 第 2 項第 6 号）

保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者による認知症の早期における症状の悪化の防止のための支援その他の総合的な支援を行う業務

⑦ 地域ケア会議推進事業

多様な関係者が協働し、介護等が必要な高齢者が住み慣れた住まいでの生活が継続できるよう地域全体で支援するために開催する会議等の業務。

(3) 任意事業

① 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の周知啓発、市長申し立ての実施、低所得者に対する成年後見人等報酬助成や申し立て経費の助成を行い、親族による支援が受けられない高齢者が円滑に利用できるよう支援する業務。

(4) 指定介護予防事業

要支援 1・2 と認定された者に対する介護予防支援業務。

○地域包括支援センター運営協議会について

1 地域包括支援センター運営協議会とは（法的根拠）

地域包括支援センターの設置者については、「包括的支援事業を実施するために必要なものとして市町村の条例で定める基準を遵守しなければならない。」（法第115条の46第5項）こととしており、市地域包括支援センターの職員に係る基準等を定める条例で、「白井市地域包括支援センター運営協議会の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保しなければならない。」と定めています。

センターの設置及び運営に関しては、運営協議会が関与すべきことを規定しており、センターが適切、公正かつ中立に運営されているかを協議等する場となります。

（白井市地域包括支援センターの職員に係る基準等を定める条例）

（基本方針）

第3条 地域包括支援センターは、次条に掲げる職員が協働して包括的支援事業を実施することにより、被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービス、権利擁護のための必要な援助等を利用できるように導き、被保険者が可能な限り、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにしなければならない。

2 地域包括支援センターは、白井市地域包括支援センター運営協議会（白井市附属機関条例（平成24年条例第24号）別表に定める白井市地域包括支援センター運営協議会をいう。以下「地域包括支援センター運営協議会」という。）の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保しなければならない。

2 運営協議会構成員

（厚生労働省通知「地域包括支援センターの設置運営について」より抜粋）

運営協議会の構成員については、次に掲げるところを標準とし、センターの公正・中立性を確保する観点から、地域の実情に応じて市町村長が選定する。

- ① 介護サービス及び介護予防サービスに関する事業者及び職能団体（医師、歯科医師、看護師、介護支援専門員等）
- ② 介護保険の被保険者（第1号及び第2号）
- ③ 介護保険以外の地域の社会的資源や地域における権利擁護、相談事業等を担う関係者
- ④ 前各号に掲げる者のほか、地域ケアに関する学識経験者
- ⑤ 運営協議会には会長を置くこととし、会長は、構成員の互選により選任する。

4 所掌事務（上記通知抜粋）

運営協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) センターの設置等に関する次に掲げる事項の承認に関すること。

- ① センターの担当する圏域の設定
- ② センターの設置、変更及び廃止並びにセンターの業務の委託先法人の選定又はセンターの業務の委託先法人の変更
- ③ センターの業務の委託先法人の予防給付に係る事業の実施
- ④ センターが指定介護予防支援の業務の一部を委託できる指定居宅介護支援事業所の選定
- ⑤ その他センターの公正・中立性を確保する観点から必要であると判断した事項

(2) センターの行う業務に係る方針に関すること。

運営協議会は、市町村が示すこととされているセンターが行う業務に係る方針が適切かどうか、市町村に対して意見を述べるものとする。

(3) センターの運営に関すること。

- ① 運営協議会は、毎年度、センターより次に掲げる書類の提出を受けるものとする。
 - イ 当該年度の事業計画書及び収支予算書
 - ロ 前年度の事業報告書及び収支決算書
 - ハ その他運営協議会が必要と認める書類
- ② 運営協議会は事業報告書によるほか、次に掲げる点を勘案して必要な基準を作成した上で、定期的に又は必要な時に、事業内容を評価するものとする。
 - イ センターが作成する介護予防サービス計画において、正当な理由なく特定の事業者が提供するサービスに偏っていないか。
 - ロ センターにおける介護予防サービス計画の作成の過程において、特定の事業者が提供するサービスの利用を不当に誘因していないか。
 - ハ その他運営協議会が地域の実情に応じて必要と判断した事項

5 厚生労働省Q&Aより

Q 運営協議会の位置づけ及び市町村との関係は。

A センターの設置・変更・廃止などに関する最終的な決定は、市町村が行うものであり、運営協議会は、市町村がこうした決定を行うに際して、センターの円滑かつ適正な運営を図るため、事業者・職能団体や被保険者などから意見を聴取する「場」である。すなわち、運営協議会は、実際に行政の執行権限を持ち、自ら決定するような機関というものではなく、市町村の適切な意思決定に関与するものである。